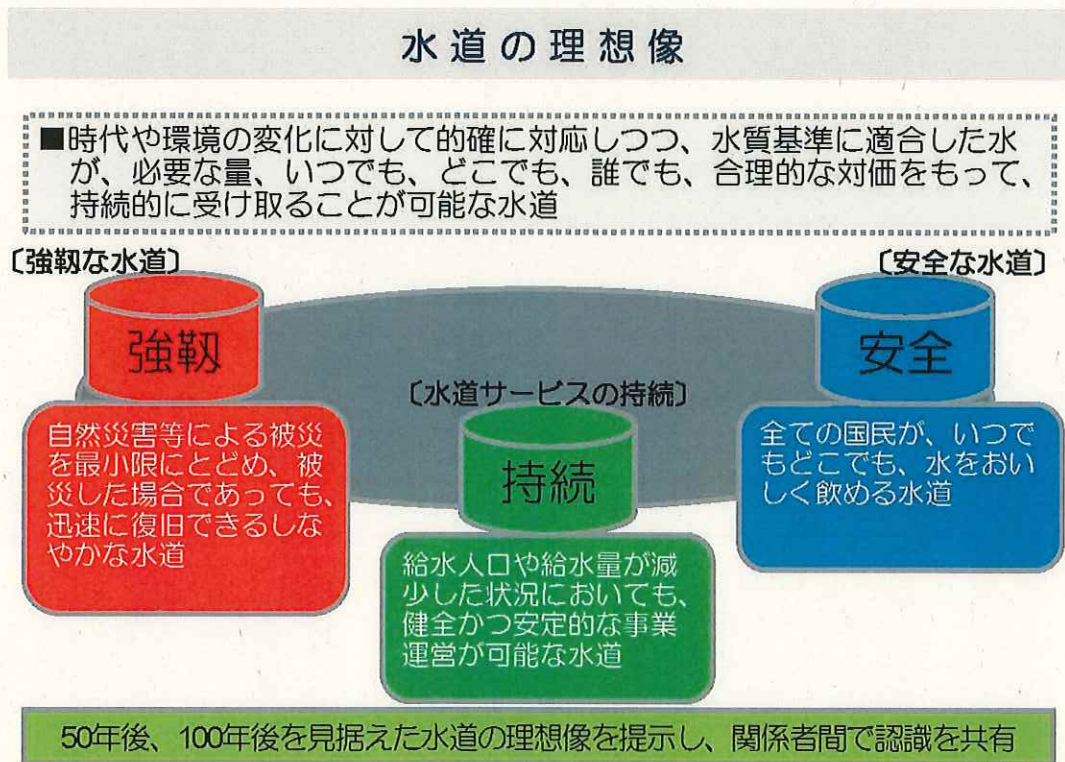


## 第5章 取り組みの目指すべき方向性

### 5.1 水道の理想像

私たちにとって望ましい水道とは、時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道といえます。そして、このような水道を実現するためには、水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の持続性の確保の3つが必要です。

新水道ビジョンでは、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、これら3つの観点から、50年後、100年後の水道の理想像を具体的に示し、これを関係者間で共有することとします。



図－5 水道の理想像

## 水道法（昭和32年法律第177号）第一条（目的規定）の改正経緯について

### 1. 昭和32年法律創設時

（この法律の目的）

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

### 2. 昭和52年改正時

・下線部を追加

（この法律の目的）

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

### 3. 今国会に提出している水道法の一部を改正する法律案による改正

・「水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成する」を「水道の基盤を強化する」に改正。

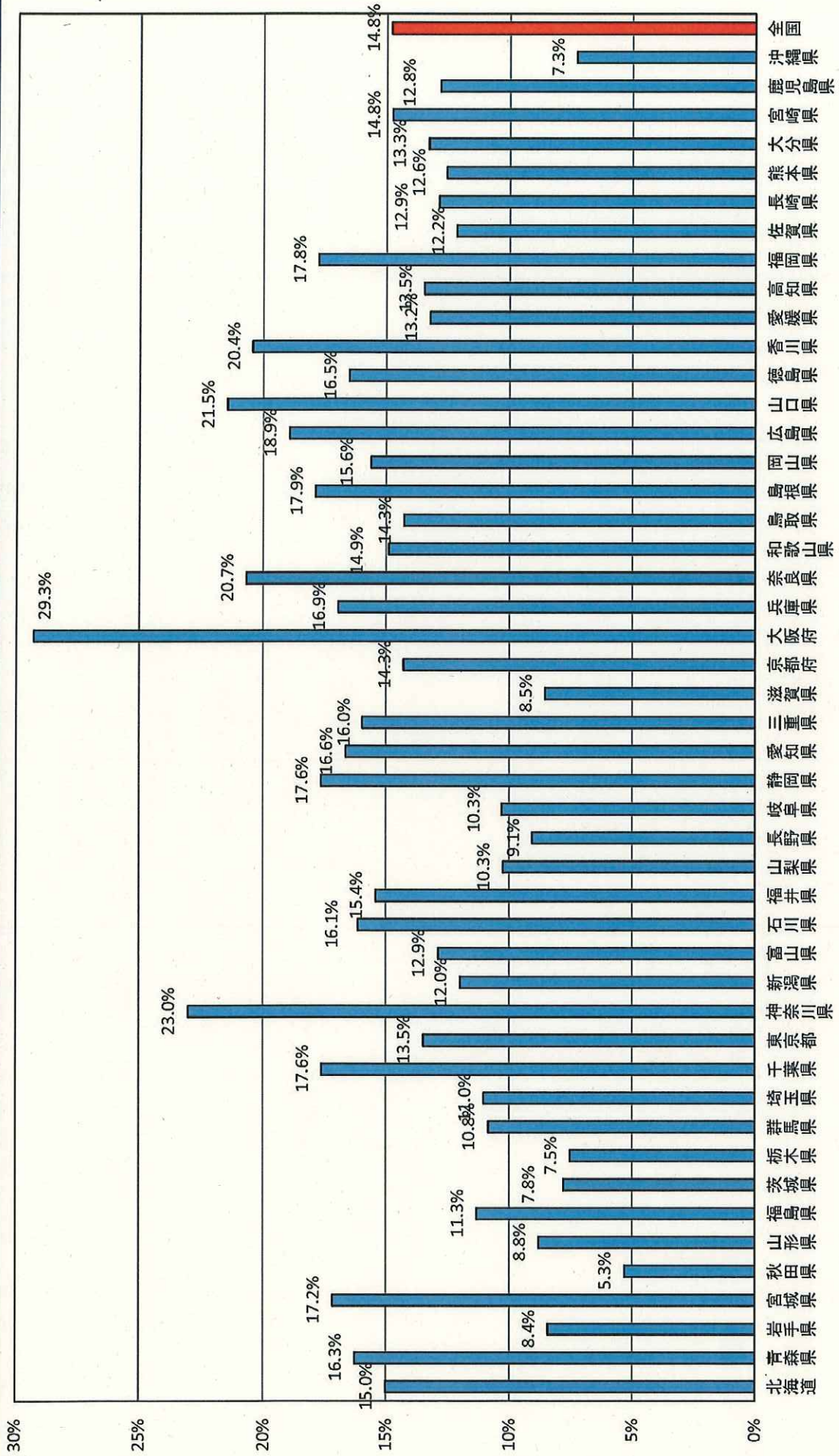
（この法律の目的）

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

※ 本改正は、将来にわたり安全な水の供給を維持するため、「水道を計画的に整備」することや「水道事業を保護育成」することも含む広い概念として、「水道の基盤の強化」することを法の目的に掲げるもの。



# 都道府県別の管路経年化率（平成28年度末）



出典：厚生労働省 2016年度水道統計（速報値）



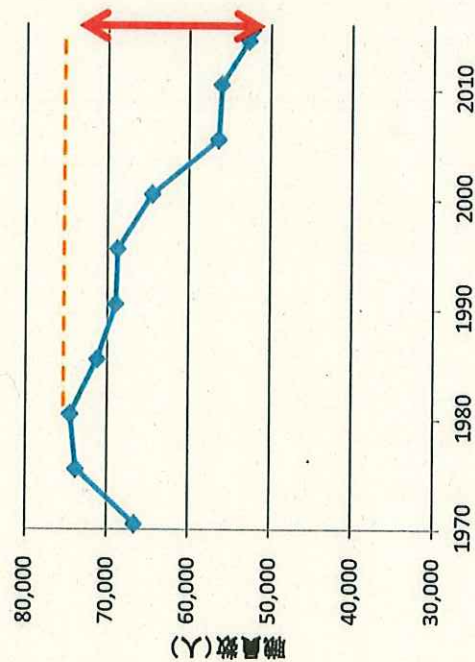
# 水道事業の職員数

- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて3割程度減少しており、特に小規模事業では職員数が著しく少ない。
- 今後は、経営基盤、技術基盤の強化のため、近隣水道事業との広域化や官民の連携などにより水道事業を支える体制を構築する必要がある。

## 水道事業における職員数の推移

### 職員数の減少

水道事業の職員数は約30年前に比べて約3割減少



## 水道事業における職員数の規模別分布

### 小規模事業の職員が少ない

給水人口1万人未満の小規模事業は、平均1~3人の職員で水道事業を運営している

給水人口	事業ごとの平均職員数					(参考) 事業数	
	事務職	技術職	技術職 その他	合計	事業数		
					最多		最少
100万人以上	335	486	125	946	3,758	347	15
50万人~100万人未満	74	110	15	199	380	109	14
25万人~50万人未満	35	65	9	109	204	34	59
10万人~25万人未満	16	22	2	40	168	12	161
5万人~10万人未満	9	10	1	20	76	4	223
3万人~5万人未満	6	4	0	10	33	3	229
2万人~3万人未満	4	3	0	7	21	2	156
1万人~2万人未満	3	2	0	5	21	1	288
5千人~1万人未満	2	1	0	3	20	1	230
5千人未満	1	0	0	1	2	1	6

※職員数は、人口規模の範囲にある事業の平均

※最多、最少は人口規模の範囲にある事業の最多、最少の職員数

出典：平成27年度水道統計

## 上水道における事故発生件数の推移

年 度	管路事故件数	給水管事故件数
平成 18 年度	33,959 件	289,894 件
平成 19 年度	37,208 件	281,771 件
平成 20 年度	37,438 件	269,546 件
平成 21 年度	37,694 件	260,970 件
平成 22 年度	30,528 件	273,615 件
平成 23 年度	28,385 件	259,156 件
平成 24 年度	26,666 件	251,377 件
平成 25 年度	25,105 件	244,893 件
平成 26 年度	22,175 件	221,720 件
平成 27 年度	21,316 件	228,620 件
平成 28 年度	26,253 件	219,511 件

※ 水道用水供給事業を含む

(出典) 水道統計 (平成 18～27 年度)

厚生労働省水道課調べ (平成 28 年度※)

※速報値であり、今後、修正される可能性がある。



## 4. 指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

### 現状・課題

○ 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。

○ 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。

H9：2万5千者 → H27：23万1千者、約9倍

○ 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。

- ・所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千6百者
- ・違反事件数：1,718件 (H27)
- ・苦情件数：4,077件 (H27)

※指定給水装置工事事業者制度：

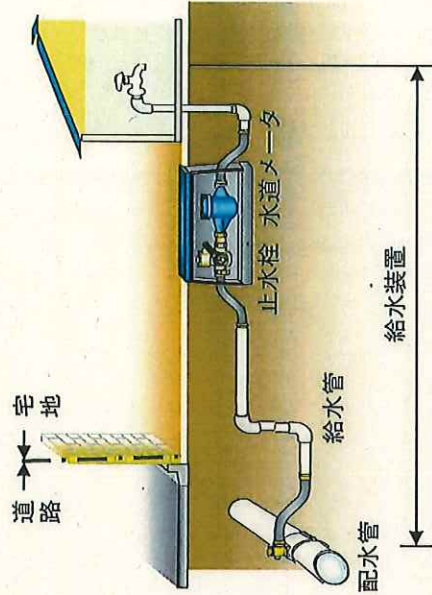
各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定ことができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

### 改正案

○ 工事を適正に行うための資質の保持や実体の乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。  
(参考)指定の基準

- ・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- ・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等



## 日本水道協会が震災被害への対応を実施した主な実績

年 度	水道の主な被害※1	日水協による応援状況※2
阪神・淡路大震災 1995年1月17日 M7.3 最大震度7	1.断水状況 約126万6千戸(17市町) 最大断水日数:約3ヶ月 2.管路被害 配水管修繕件数:2,283件 給水管修繕件数:89,584件	1 応援事業体 応急給水:156事業体 応急復旧:43事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:14,073台 延べ応援人数:41,486人 活動期間:39日間
新潟県中越地震 2004年10月23日 M6.8 最大震度7	1.断水状況 約13万戸(40市町村) 最大断水日数:約1ヶ月 2.管路被害 送配水管被害件数:486件	1 応援事業体 応急給水・復旧:63事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:1,031台 延べ応援人数:2,270人 活動期間:39日間
新潟県中越沖地震 2007年7月16日 M6.8 最大震度6強	1.断水状況 約6万戸(4市村) 最大断水日数:20日 2.管路被害 送配水管被害件数:736件	1 応援事業体 応急給水・復旧:112事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:3,751台 延べ応援人数:6,606人 活動期間:20日間
東日本大震災 2011年3月11日 M9.0 最大震度7	1.断水状況 約257万戸(19都道県) 最大断水日数:約5ヶ月 2.管路被害 導送配水管:6,984件 給水管:6,932件	1 応援事業体 応急給水・復旧:562事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:約13,800台 延べ応援人数:約44,500人 活動期間:152日間
熊本地震 2017年4月14日 M7.3 最大震度7	1.断水状況 約45万戸(34市町村) 最大断水日数:約3ヶ月半 2.管路被害 導送配水管:1,071件	1 応援事業体 応急給水:100事業体 応急復旧:93事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:約1,650台 延べ応援人数:約9,800人 活動期間:68日間
大阪府北部地震 2018年6月18日 M6.1 最大震度6弱	1.断水状況 約9.4万戸(3市)(減圧給水含む) 最大断水日数:2日	1 応援事業体 応急給水:31事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:71台 活動期間:2日間

(出典) ※1 厚生労働省水道課調べ

※2 日本水道協会調べ